

相模原市立谷口中学校同窓会・会則

第1章〔総則〕

- 第1条 本会は谷口中学校同窓会と称する。
- 第2条 本会の目的は会員相互の親睦と谷口中学校に在学する後輩の援助をすることとする。
- 第3条 本会の会員組織は、谷口中学校を卒業した者および谷口中学校に勤務する教職員並びに在職した教職員を特別会員として構成する。
- 第4条 本会の総会は、役員会が必要と認めた場合に開催する。
- 第5条 本会の事務局は、谷口中学校に置くこととする。

第2章〔役員び運営委員・同窓会委員〕

- 第6条 本会の運営を円滑にするために次の役員を置く。
会長1名・副会長2名、書記2名、また運営委員を谷口中学校管理職に委託する。会計は運営委員が兼務する。会計監査は谷口中PTA本部に依頼する。
- 第7条 本会の役員の任期は5年とし、運営委員の任期は1年とする。
- 第8条 本会の役員の選出方法は、前期役員の推薦により運営委員が承認する。
- 第9条 本会の役員が任期中に辞任等により欠けた場合も補充しない。ただし、半数以上の役員が欠けた場合には補充する。
- 第10条 本会の運営を円滑にするために同窓会委員(卒業年度学年代表1名、各クラス代表1名)を置く。任期は定めない。
- 第11条 本会の同窓会委員が欠けた場合には、その都度該当クラスにおいて補充し、事務局(谷口中学校)に報告する。
- 第12条 本会を運営するにあたり、役員並びに運営委員よりなる運営委員会を置く。

第3章〔事業〕

- 第13条 本会は必要に応じて活動内容等を事務局(谷口中学校)のホームページにて報告する。

第4章〔会費〕

- 第14条 本会を運営する為の経費は、これまでに谷口中学校を卒業した者が納めた入会金及び寄付金をもってあてる。その運用は、第1章〔総則〕の第2条に基づき運営委員会にて決定する

第5章〔会則の変更〕

- 第15条 本会の会則を変更する場合は、役員会で審議し、全会員にその旨を事務局のホームページを通じて報告し承認を得る。
会員の定数の要求によっては、総会の承認を得なければならない。

第6章〔附則〕

- 第16条 本会の役員で住所を変更した者は、速やかに事務局(谷口中学校)に連絡することとする。
- 第17条 会計報告は、必要に応じて事務局(谷口中学校)ホームページにて報告する。
- 第18条 この会則は1986年5月1日より効力を発する者とする。
平成27年(2015)9月 一部改正